

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成30年3月5日（月）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

大鷹一郎，佐野栄子，新庄博志，田村公江，辻ひとみ，西岡繁靖，羽座岡広宣，大和谷護，山村能寛，吉田準

（事務担当者）

佐藤克則，菅祥行，藤井清剛，武田和久，西川浩二，川瀬久雄，倉崎俊和，黒澤郁夫

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ「裁判所職員の採用と人材育成について」）。

ア 学生等を対象とした裁判所の業務に関する説明会等において，「仕事と家庭の両立支援制度」，「研修制度」については最高裁作成の資料を配布し，職員の経験も踏まえつつ諸制度を紹介したこと，「職場におけるバックアップ態勢」については法律の専門的な知識がなくとも，上司，先輩職員の十分なサポートを受ける環境があることや，充実した研修施設で専門的知識を得る機会があることを説明して不安の払拭に努めたことを説明

イ 裁判所職員の人事異動について，説明者の経歴を紹介するなどして，転居を伴う異動が頻繁にあるかのような誤解の払拭に努めたことを説明

(3) 利用者アンケートの報告

事務担当者から，庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて，平成29年4月から10月分の内容などを報告した。

ア 回答数は11通である。回答者の性別は男性4人，女性5人，未回答2人であり，年齢は30代から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は，裁判・調停の申立て，裁判・調停への出席，裁判傍聴などである。

ウ 裁判所施設について，利用しやすいとの回答が6通，利用しにくいとの回答が4通あった。利用しにくい具体的な内容としては，「場所が分かりづらい」，「出入口に

喫煙所がある」などである。

エ 裁判所職員の対応については、「丁寧で親切」などの意見がある一方、「冷たかった」との意見もあった。

オ 利用者アンケートの内容は各部課室に周知して改善に活かしており、出入口に設置していた喫煙所は廃止した。

(4) 意見交換（テーマ「DV防止法に基づく保護命令手続について」）

DV防止法についてのDVDを視聴し、事務担当者から、DV防止法に基づく保護命令手続についてパワーポイントを用いて説明した後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり

(5) 次回委員会の日程及びテーマについて

次回の委員会は、平成30年10月18日（木）午後2時から午後4時30分までとする。また、テーマは「裁判員裁判について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【DV防止法に基づく保護命令手続について】

■ パワーポイントによる説明のとおり, DV相談支援センターへの相談件数は, 全国的には増加傾向にあるものの, 滋賀県内における相談件数は同様の比率では増加しておらず, ここ数年, 全体としては減少傾向にある。また, 保護命令の申立件数については, 全国的に増加していないのと同様に, 滋賀県においても増加していない。保護命令手続は, 被害者の一時的な保護を目的とした手続であり, 保護命令のみによってDV被害の問題を根本的に解決することを目的とした制度ではないため, 申立件数が少ないことが手続の運用等に問題があることに直結するものとはいえない。しかし, 手続の利用者が少ないことについては, 救済すべき人を救済できていないのではないかとといった観点から検証していく必要があると考えている。どのような観点からでも構わないので, 各委員の御意見等をいただきたい。

○ 意見を述べる前に要望を伝えさせていただく。パワーポイントによる説明の最後のスライドで, 説明内容のまとめと意見交換事項が伝えられたが, その際に口頭で紹介されたデータ等は, 書面で配布してもらった方が意見交換に役立つと思う。

では, いくつか質問させていただく。まず, 保護命令の発令要件として, 「今後の更なる暴力によって生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」との説明があったが, 現在又は過去にある程度の暴力を受けている人が対象との理解でよいか。また, 「重大な危害」には, 性的暴力による危害も含まれるのか。

視聴したDVDの中で, 医療関係者が, 「被害者の話はあいまいなことも多く, 話した内容を後から取り消してしまうこともある。他方, 加害者は理路整然と状況を説明するので, 双方の話をどのように聞くべきか困ることがある。」と述べていたが, 暴力の被害者, 加害者によく見受けられる傾向だと思った。このような傾向がある中で, 当事者に審尋を行う裁判官は, 話の聞き方などの研修を受けているのか。また, 申立人は精神的に追い込まれていることが多いと思うが, 申立てを行う際や審尋を受ける際などに, 付添人を付けることはできるのか。あるいは, 裁判所が付添人を推薦することがあるのか。さらに, 相手方は, 審尋の場面において, 暴力の事実を否定したり, 被害者側に非があるなどとして自己の責任が軽くなるような話をする人が多いと思うが, 裁判官はどのように真実を見極めるのか。特に, 写真や診断書といった証拠がない場合に, どのように判断するのかを教えてください。

DVDやパワーポイントの説明から, 保護命令の申立人は, その後の離婚などの関係清算を想定しているような印象を受けたが, 関係が修復する事案もあるのか。離婚などにつながるケースが多いと思われるが, そうだとすれば, 申立人の今後に資するような

就職支援や生活保護制度の説明といったことがどれほど行われているのか。

私は、大学で人権に関する授業を行っており、DVの説明をすることもある。DVに関する講義を行うと、一定割合の男子学生が、「男性が被害者になることも多い。スマホから異性の連絡先を全て消去させられることもDVではないのか。」「妻に生活費を渡さないことが経済的暴力になるのが分かりにくい。」などの反感を持ってしまう。DVについて正しく理解していない学生が多いと実感しており、裁判所の職員が大学や高校に赴いて、出張講義のようなことをしてもらえるとありがたい。

■ 要望として述べていただいた点については、今後の委員会において工夫していきたい。多くの質問をいただいたが、まず、保護命令の制度面について、裁判官委員から説明されたい。

◇ 保護命令の対象者は、基本的には以前に暴力を受けたことがある者になる。暴力が度重なったり、エスカレートしていくことで、被害者の生命・身体に重大な危害が発生することを防止するための制度と理解していただきたい。また、暴力には性的暴力も含まれると考えている。

当事者審尋に臨む裁判官の研修などについては、司法研修所において、保護命令の担当裁判官を対象とした研修が実施されている。その中で、専門家による講義を受けるなどして、DVに関する知見を身に付けているところである。また、このような全国規模の研修とは別に、それぞれの地方裁判所においても独自の研修を行っていると聞いている。

■ 続いて、保護命令手続の審理の実情について説明されたい。

▲ 保護命令の発令には、過去に暴力行為があったことが要件になるが、「数年前に一度暴力を受けたのみである。」「暴力行為は最近のことであるが、その程度は重くない。」「被害者が先に手を出すなど、加害者が暴力行為に及ぶきっかけを作っている。」「加害者は反省している上、最後の暴力行為から相当の期間が経過している。」といったケースにおいて、今後の更なる暴力行為が発生する可能性をいかに判断するのかが容易ではない。このようなケースの審尋においては、判断に資する情報を当事者から聞き出す必要があるものの、明確な証拠がなかったり、精神的に不安定な被害者が涙を流すこともあるため、適切かつ効果的に話を聞く手法を研修などで習得している。付添人制度はないが、本人に同行して付添者が来ることはある。被害者が取り乱す可能性が高いなどの事情がない限りは、付添者が審尋に同席することはない。

客観的証拠として写真や診断書がイメージされるが、この他にも、友人などに相談した際のメールや警察に相談したときに撮られた写真なども、加害者が暴力行為を否認した際に役立つ資料になる。また、DV相談支援センターや警察署から、保護命令申立ての前になされた相談の記録を取り寄せ、当時の話と審尋で述べている話とに根本的な違いがないかを確認している。

感覚的ではあるが、保護命令の申立人が加害者との関係を清算するか修復するかにつ

いては、関係清算を望む申立人が大多数だと感じている。また、男性が被害者となっている事例もときどき見かけている。

保護命令手続と被害者の就労支援や生活保護費の支給といった福祉の観点とは直接的な関係にないため、裁判所においては、保護命令手続の流れや保護命令の効果といった点を当事者に説明している。

実際の事例においては、暴力行為はうかがわれるものの、保護命令の発令までは難しいということも少なくない。このような場合に、単に申立てを却下して手続を終了させるのではなく、二度と暴力を振るわないとの誓約書を加害者に作成させた上で申立てを取り下げてもらおうといった取扱いをする場合もある。

■ 弁護士委員から、御意見や実例紹介などをお願いしたい。

◎ まず、保護命令申立てのうち、弁護士が選任されている割合を教えてください。

DV相談支援センターや警察への相談件数は増加しているものの、保護命令の申立件数は増加していないのはなぜかと思った。保護命令の申立てを躊躇する理由の一つとして、相手をより怒らせてしまうという理由が紹介されたが、その心理は十分に理解できるものの、そのような理由で被害者が救済されないことは法治国家として許されないと思う。保護命令に実効性を持たせるために、命令に違反した場合は刑事罰が科せられる仕組みになっており、国家が守ってくれるということをしかりと周知する必要がある。

■ 弁護士が選任されている申立ての割合について説明されたい。

▲ 当庁において、平成28年に申立てがあった25件のうち、弁護士が申立人代理人に選任されている事案は9件、相手方代理人に選任されている事案は4件である。また、平成27年に申立てがあった45件のうち、弁護士が申立人代理人に選任されている事案は6件、相手方代理人に選任されている事案は5件である。

■ 検察官委員から、保護命令に違反した場合の刑事罰などについて発言をお願いしたい。

△ 私自身が、天津地検に着任してから、保護命令違反による立件に直接携わったことはない。天津地検全体として、そのような事件がどれほどあるかの数値は持ち合わせていないが、暴行罪や傷害罪として扱う事件の内容がDV事案であるものは多く存在しているとの印象である。DV被害者は、当時の状況を思い出して話をすることや、配偶者を加害者として訴えることなどに相当な心理的負担を感じている。また、日常的に受けている暴力のどの場面を切り取って話をしたらよいか困惑する様子も見受けられるため、検察官としても被害者から事情を聞く際には配慮している。

質問であるが、被害者は、自己の居場所を加害者に知られたくないものの、接近禁止命令の発令に際しては、加害者に接近を禁じる場所を明示しなければ命令に実効性を持たせられないのではないか。申立てが認められた場合に、どのような命令書が作成されるのかが分からないという不安が、申立てを躊躇させる一因になっているのではないか。もう一点は、保護命令申立書は、DV相談支援センターや警察署にも備え置かれているのかである。このような機関に置いてあれば、相談を受けたセンターなどの職員が申立

書作成を支援できるのではないかと思った。

◇ 保護命令申立書には、被害者の実際の住所ではなく、避難する前の住所を記載してもらっており、接近禁止命令書にも被害者の実際の住所は記載しない。接近禁止命令は、被害者の居場所を探すこと自体を禁止するものであり、近づいてはならない場所を明示する必要はない。警察関係者からは、近年、接近禁止命令の違反者を検挙した例はないと聞いているところであり、接近禁止命令書に被害者の実際の住所を記載していなくても、その命令には十分な効果が発生しているものと考えている。

■ 実際の住所を記載しないのは、加害者に秘匿情報である被害者の住所が伝わることを防止するとの理由もある。続けて、申立書の備置き場所等について説明されたい。

▲ 保護命令申立書は、滋賀県内の各裁判所のほか、DV相談支援センターにも備え置いている。また、東京や大阪の地方裁判所のホームページからもダウンロードできる環境になっている。保護命令申立書は、作成の負担を軽減するために、穴埋め方式の分かりやすい様式となっている。さらに、裁判所の受付窓口で保護命令申立書を作成する際には、申立人の心情に配慮しながら、職員が付き添って説明をしている。

○ 今まで知らなかったことが多く、非常に勉強になった。素朴な疑問として、DVは家庭内の問題だというイメージがあったので、なぜ家庭裁判所ではなく地方裁判所で保護命令を取り扱うのかと思った。また、保護命令が効力を有するのは数か月間であるとの説明があったが、その期間の経過後、どれぐらいの割合で暴力問題が解決しているのかが気になった。

◇ 地方裁判所が取り扱っている理由であるが、保護命令は夫婦などのパートナーの仲を取り持つことや清算することが目的ではなく、あくまでも個人の生命・身体を重大な危害から守ることを目的としているため、地方裁判所の判断になじみやすいとされているものとする。このことから、申立人と相手方との関係性を継続させるのか終了させるのかといった点は考慮されない。

相手方と仲直りしたので申立てを取り下げるといった事例が一定数存在していることから、保護命令手続が暴力問題の解決につながっていることは確かであるが、申立て取下げ後の当事者の関係性を追跡調査していないため、その件数や割合などは分からない。

■ 当庁は地家裁併設庁であり、保護命令申立て事件の担当裁判官が、家事事件も担当しているので、保護命令の発令と家事事件の進行の関係性について、何か紹介できることがあれば、紹介されたい。

▲ 弁護士が代理人として選任されている保護命令申立てにおいて、後の離婚調停などに備えて、暴力があったことを証明する資料を入手するために申し立てているのではないと思われるケースもある。また、保護命令の発令要件の暴力があったことが認められるものの、話し合いの結果、関係が修復される離婚調停もあるし、逆に、一旦関係が持ち直したものの、再び暴力が始まったことを理由とする離婚調停が申し立てられることも

ある。

先ほど、有効期間が数か月間の命令で暴力問題が解決するののかとの質問があったが、保護命令には再度の申立てが認められており、有効期間が間近になっても危機的状況が継続している場合には、有効期間が延長されることになる。

- 保護命令が出された後に、実際に申立人を守るのは警察になると思うが、裁判所と警察署とはどのような連携をしているのか。また、どれぐらいの割合の申立人が、警察などに十分な保護してもらったとの実感を持っているのか。

私自身も、今回のDVD視聴や説明によって初めて知ること多かった。保護命令制度に関する周知をもっと積極的に行うべきだと感じた。

- ◇ 裁判所は、保護命令の発令後に、その内容を警察署に通知しており、その通知を受けた警察署は生活安全課などを中心に必要な態勢を整えていると聞いている。申立人が、警察による保護を十分と感じているのかについては分からないが、再度の保護命令の申立てを行った申立人から、「保護命令の有効期間が切れると不安がある。」との状況を聞くことが多く、保護命令には実効性があると感じている。警察署に対しては、保護命令発令後の通知のほか、警察署が実施する保護命令関係の研修に、裁判所職員を講師として派遣している。

■ 保護命令制度に関する周知の状況について説明されたい。

- ▲ 滋賀県作成のパンフレットは、各市町の窓口に備え置かれている。裁判所が大学などに出向いて制度周知を行う必要性について貴重な御意見をいただいたので、今後検討していきたい。

- 被害者は周囲から孤立してしまうことも多いと思われるが、被害者の周囲の者が保護命令制度をきちんと理解していれば、被害者の救済に地域の力を活用することができると思う。

- DV相談支援センターは、どこの施設になるのか。県の施設なのか。

- ◇ 滋賀においては、県がDV相談支援センターの機能を果たす部署を設置しており、具体的には、草津市と彦根市の2か所に設置されている。

- DV被害者は、最初にどの機関を頼ることになるのか。

- ◇ 市や町の福祉関係課に相談し、そこからDV相談支援センターにつながれることが多いと聞いている。

- 被害者からの相談内容を踏まえて、警察につなぐべきなのか、裁判所につなぐべきなのかといった全体のコーディネートはDV相談支援センターが行っているのか。

- ◇ 保護命令制度を中心に考えた場合は、全体のコーディネートを行うのは裁判所になると思われる。他庁においては、裁判所がDV相談支援センターや警察に声を掛けて、意見交換会などの開催を提案することがあると承知している。

- DVに関する海外のドキュメンタリー番組を見たことがあるが、そこではNPO法人が被害者支援を行っている様子が見られ、日本にもこのような活動を行う

NPO法人はあるのか。

◇ そのようなNPO法人もあると思われるが、私の経験上は、日本においては、そのような役割をDV相談支援センターが果たしているとの印象を持っている。

▲ 当庁においては、DV相談支援センターに相談した被害者よりも、警察に相談した被害者が来庁して保護命令の申立てを行うケースが多い。ただし、DV相談支援センターに相談をした被害者が申立てを行う場合は、ほとんど全てのケースでセンター職員が付き添って来庁している。

○ DV相談支援センターや警察への相談件数が増加している一方で、保護命令の申立件数が増加していないということには、何か原因があると思われる。再度の申立てができるとの説明もあったが、再度の申立てを行うということは、1回の発令では問題が解決していないと捉えることもできる。暴力問題を総合的、根本的に解決したいと思っている被害者にとって、保護命令という一時的な措置に対する期待感が低いのではないかと思うが、その辺りの調査をしてみてもいいのではないか。また、保護命令の申立てによって暴力問題が解決した成功例を紹介することで、自分も申し立ててみようとする被害者が増えるのではないか。

■ 当庁における再度の申立ての件数を紹介されたい。

▲ 感覚的な件数であるが、年間5件に満たない件数だと思われる。

■ 他にも御意見等があれば伺いたい。

○ 机上配布された滋賀県作成のパンフレットは、小さな字で詳細に書かれており、精神的に追い込まれている被害者が冷静に読んで内容を理解することは難しいと思う。関係機関と協議を行っているとのことであったが、パンフレットの見直しなどを提案してもいいのではないか。被害者はもちろん、その周囲の人や、市や町の福祉担当者などが理解しやすい内容に改善してはどうか。

見やすさの観点からは、保護命令申立書は本当に工夫されていると感じた。字も大きく、項目ごとに1ページになっており、用紙をめくるごとに問題解決に近づいていくような気持ちになる作りは、公的機関の申請書では珍しいと感じた。ただし、被害者は精神的に辛い状況であり、当時のことを思い出して保護命令申立書を作成することには相当の苦労があると思うので、裁判所職員によるサポートは十分に行う必要があると思った。また、審尋は1回で終わることが多いとの説明であったが、たった1回の審尋で被害者と加害者の言い分が一致し、裁判官が適切な判断ができるのかと感じた。双方の言い分が一致しないときにどのような調整を図るのかを教えてください。

さらに、被害者への配慮はイメージしやすいが、加害者への対応も考える必要があるのではないか。DV被害を根本的に解決するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者の周囲の者がどのような行動を執るべきなのかが重要だと思う。

◇ DV相談支援センターや警察に相談した際の資料を取り寄せて、その内容を読み込むことで、申立人の言い分はある程度把握することができる。私の経験上、相手方が、「向

こうから手を出してきた。」などと暴行に至った理由を述べることはあっても、暴力行為そのものの存在を完全に否認することはほとんどない。ちなみに、相手方が、写真などの客観的資料を用意した上で、「私はその時期に骨折しており、暴力を振るうことはできなかった。」と述べた場合などに、2回目の審尋期日を設けて、申立人から再度事情を聞くことはある。

加害者への対応については、アメリカでは加害者へのカウンセリング命令を出していた記憶がある。日本においても、このような制度が採り入れられれば、加害者の更生といった暴力問題の根本解決につながる側面も生まれるのであろうが、現在の制度設計ではそこまでの対応は難しいと考える。

以 上